No.233　令和３(2021)年11月発行　刊行物発行番号 2021056-3221

ミナト消費者だより

港区立消費者センター　TEL 03(3456)4159(代)

MINATO CITY

特集

1　成年年齢引き下げ
～契約の際の注意点～

2　令和２年度消費生活相談の受付状況

3　リスクってなあに？
～食品や製品の安全を考えるために～

改正民法が令和４(2022)年４月１日から施行され、成年となる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

令和４年４月１日時点で18歳以上の方は成年となります。
未成年から成年になると、法的に有効な契約を結ぶことなど、いろいろできることが増えますが、逆に自分の判断や行動に自分で責任を負うことになります。

港区立消費者センター

相談の方は相談専用電話

TEL 03-3456-6827

代表電話　TEL 03-3456-4159

相談日時　※日曜・祝日、年末年始を除く

月曜～金曜（電話・来所）、土曜（電話のみ）午前９時30分～午後４時まで

港区ホームページ QRコード

詳しくは
ホームページを
チェック！
こちら☞

※消費生活相談をご利用の方は、まずはお電話ください

1. 成年年齢引き下げ ～契約の際の注意点～

成年年齢が引き下げられて得るものと失うもの

法的に有効な契約(※1)ができるようになります。親権者等の同意がなくても、自分の意志で携帯電話の契約をする、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、お金を借りることができるなどです。未成年者の場合、親権者等の同意なく結んだ契約は、一定の場合(※2)を除き、取り消すことができ、これを未成年者取消権といいますが、逆に成年になるとこの未成年者取消権が無くなります。

※1 契約とは「法的な責任が生じる約束」です。契約で決められたことは守らなければならず、原則、勝手に契約を解除することはできません。ただし、消費者トラブルを生じやすい取引を規制する特定商取引法等では、一定の期間内であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除したりできるクーリング・オフ制度があります。（例えば、訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）など）

※2 婚姻している者の契約、小遣い範囲の少額な売買契約、自分が成人である、親権者等の同意があると嘘をついた場合等は、未成年者取消ができないこともあります。

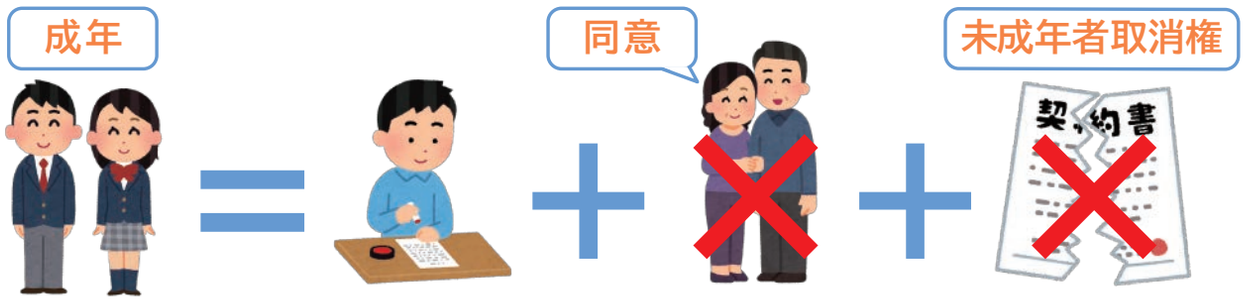

若い人の消費者相談例

若い人は活発に行動をしますが、社会経験や契約等の知識が不十分なので、消費者被害に遭いやすい傾向があります。特に成年になると、クレジットやローンを利用できるため、より高額の商品やサービスを購入可能になり、被害金額も高額化する危険性があります。

【相談❶】
ネット通販の「荷受代行」（荷物の転送）の副業に応募し、運転免許証の画像を送ったら、携帯電話を6台も購入されていた。

【相談❷】
スマホでオンラインゲームをしていたが、強いアイテムが欲しくて課金をくりかえし、高額な代金を払ってしまった。

【相談❸】
チャットの相談にのるだけのアルバイトで、相手からの報酬を受けるための手数料を次々と払わされた。

【相談❹】
知人に誘われて投資セミナーに参加し、高額な投資ノウハウ（情報商材）をクレジット払いで購入したが、期待通りにもうからない。

【相談❺】
SNSの広告で美容クリニックのカウンセリングを受けたら、全身医療脱毛を「キャンペーンは今だけ」と勧められた。クレジット60回払いで契約したがやめたい。

クレジットカードの契約と個人信用情報

クレジットカードの機能

クレジットカードには1. 決済機能と 2. クレジット機能があります。

1. 決済機能

高額商品の買い物、サービス役務の利用料や税金の支払いもできます。特にインターネット決済では、とても便利です。

支払いには、右記のとおりいろいろな方法があります。

経済産業省によると2016年時点、日本のキャッシュレス比率は約20%（同省資料「キャッシュレス決済を取り巻く環境の変化と本検討会で議論いただきたい点」2020年6月10日）。これを、2025年6月までに40%に、将来的には世界各国並みの80%まで引き上げようとしています。

（一社）キャッシュレス推進協議会（「キャッシュレス・ロードマップ2021」）によると、2019年現在、キャッシュレス決済の90%はクレジットカードが占めています。電子マネー、QR コード決済のチャージをクレジットカードに設定することができます。また、クレジットカードで後払いするタイプの電子マネーもあります。これらを含めると、最終的にクレジットカードの比率はさらに大きくなるのではないかと思います。

最新のキャッシュレス比率やキャッシュレス決済の内訳の比率が、キャッシュレス・ポイント還元事業や新型コロナウイルス感染症などの効果で、どのようになったか、新しい統計の発表が待たれます。

決済方法	支払回数	備 考
銀行振込	1回払い	現金/預金口座から振替
コンビニ収納代行		現金で支払い
口座振替		預金口座から振替
携帯電話払い（キャリア決済）		口座振替/クレジットカードで支払い
電子マネー		現金/口座振替/クレジットカード等でチャージ
デビットカード		預金口座から振替
QRコード決済		現金/口座振替/クレジットカード等でチャージ
クレジットカード	**1回払い 分割払い 等**	預金口座振替

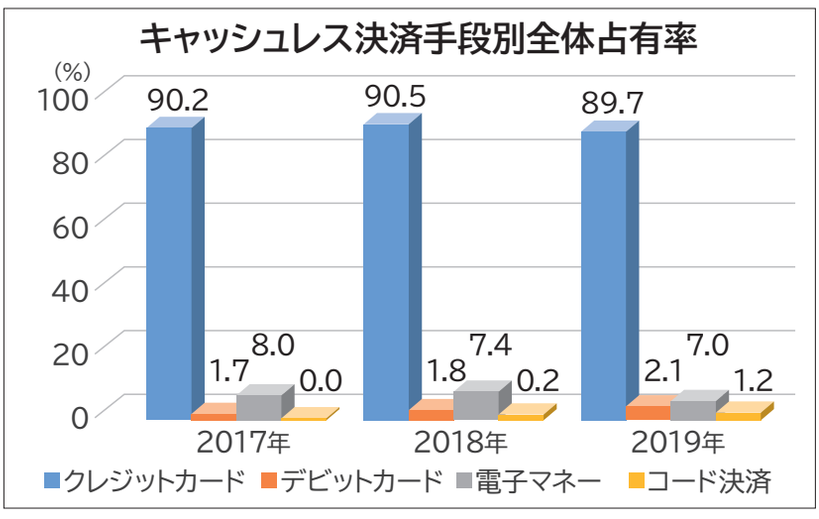

※出典：
一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2021」（2021年3月31日）

2. クレジット機能

支払いを分割払いにすることができます。高額な買い物も毎月の支払額が少なくなるため、計画的に、上手に使えば便利です。

クレジット払いは、とても便利ですが、1980年代には悪質商法やクレジットの普及により多重債務問題が発生しました。1990年代になると、返済のためにまた借りるという多重債務問題がさらに深刻化し、破産、自殺者が急増しました。

その後、2008年、割賦販売法が改正され、クレジットカード会社は多重債務の防止のため、指定信用情報機関(※)を利用して、「支払い可能見込み額」の調査をすることが義務付けられました。調査の結果、「支払い可能見込み額」の90%を超えるクレジットカード発行が禁止されました。

※割賦販売法に基づき、消費者のクレジット債務残高や支払状況などの信用情報の収集、提供を行うものとして経済産業大臣が指定した信用情報機関

実際にクレジットカードの申込書の記入欄を見てみましょう。
「本人に関する事項」欄では、氏名、住所、生年月日等の記入と本人確認書類の提出が求められます。

名 前	フリガナ 漢字氏名	生年月日	西暦〇〇〇〇年〇月〇日
		性別	①男　②女
		配偶者	①なし　②あり
住 所	郵便番号	同一生計者	〇〇人
		お住まい	①自己保有 ②寮・社宅 ③賃貸他
		居住開始年月	西暦〇〇〇〇年〇月〇日
		同居家族	〇〇人
電話番号		本人年収	〇〇〇万円
携帯番号		クレジット債務	〇〇万円(年間支払予定額)

本人の年収、住まいの状況、生計を同一にする同居家族の人数、クレジット債務から「支払い可能見込み額」が算出されます。また、申込書に記入された「クレジット債務(年間支払予定額)」等が指定信用情報機関に照会され、審査に利用されます。

次に「職業等に関する事項」欄では、先に記入された「年収」の妥当性が見られます。

<table>
<tr><td>①会社役員</td><td colspan="2" rowspan="3">勤務先名</td><td rowspan="3">〇〇株式会社</td><td>事業内容</td><td>△△製造</td></tr>
<tr><td>②会社員</td><td>所属部課</td><td>営業課</td></tr>
<tr><td>③公務員</td><td>入社年月</td><td>平成〇年〇月</td></tr>
<tr><td>④派遣、パート、アルバイト</td><td colspan="2" rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2">東京都港区〇〇
1-1-1</td><td rowspan="3">従業員</td><td rowspan="3">①官公庁または上場企業
②1000人以上 ③100人以上
④10人以上　⑤10人未満</td></tr>
<tr><td>⑤自営業</td></tr>
<tr><td>⑥その他</td><td colspan="2">電話番号</td><td>03-1111-1111</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑦学生</td><td rowspan="3">連絡先</td><td>名前</td><td></td><td>続柄</td><td>①親　②その他</td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td><td rowspan="2">学校名</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>⑧その他収入</td><td colspan="5">①年金　②利子・配当　③不動産　④配偶者収入　⑤その他</td></tr>
</table>

勤務している場合、勤務先、職種、入社年月等から判断することになります。また、実際に勤務しているか、カード会社から勤務先に在籍確認が行われることもあります。

個人信用情報の登録

審査が終了すると、クレジットカード会社は記録を保管するとともに、指定信用情報機関に下表のように、割賦販売法に基づき個人を特定する情報と今回の契約に関する情報を登録します。さらに、クレジットカードを利用するとその都度、取引に関する情報も登録されることになります。

なおローンを利用した場合には貸金業法が適用されます。

万一、支払いの遅れ等の登録があると、他のクレジットや融資を利用しようとする際に支障をきたすこともありますので、十分気をつけましょう。

登録内容	割賦販売法	貸金業法
個人を特定する情報	氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先名称、運転免許証の番号、本人確認書類	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、本人確認情報（公的資料番号等）
取引に関する情報	契約年月日、クレジット債務の残高、年間請求予定額	契約の種類、契約日、借入日、借入金額、借入残高、入金予定日、完済日
取引から発生する情報	クレジット債務あるいは手数料の支払い遅延の有無	遅延情報、遅延が解消された情報、債務整理、破産などの情報

クレジットカード利用状況

クレジットカードがどのように使われているのか、見てみましょう。

「日本のクレジット統計2020年版」（一般社団法人　日本クレジット協会）によると、クレジットカードショッピングの金額は、翌月1回払い58.5兆円、2カ月を超えるクレジット払いは4.9兆円でした。

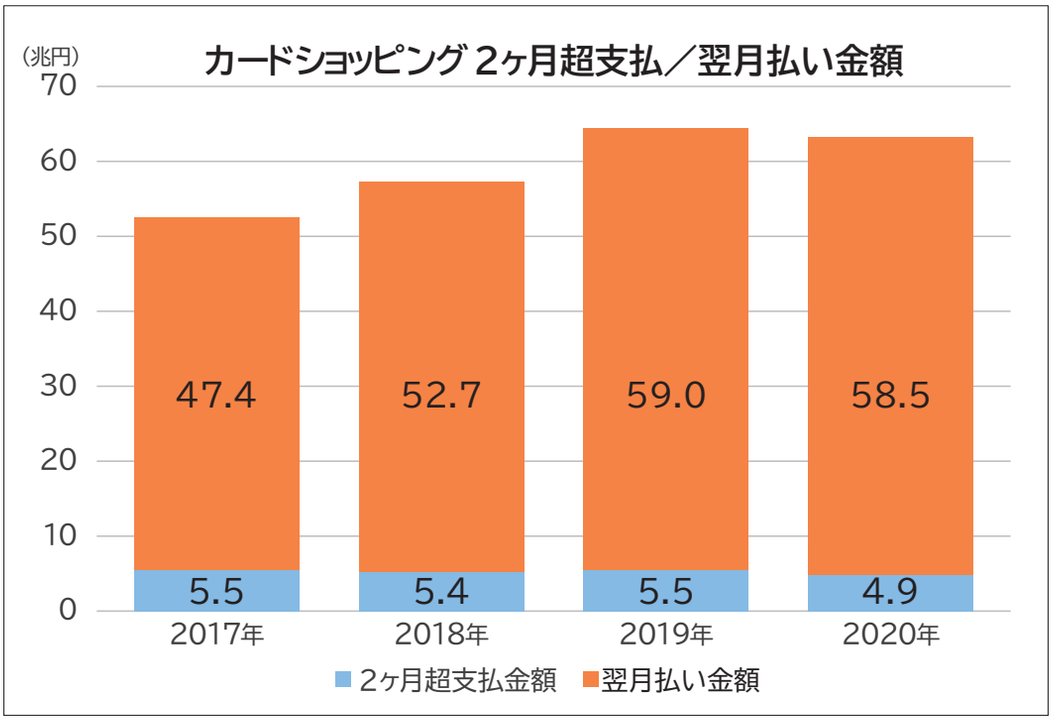

出典：一般社団法人 日本クレジット協会「日本のクレジット統計2020年版」利用動向統計
1.クレジットカード動態調査集計結果（信用供与額）より

クレジットカード利用上の注意

（一社）日本クレジット協会によれば2020年3月31日末のクレジットカード発行枚数は約2億9,296万枚で、日本の成人（総務省「人口統計」2020年3月31日現在の20歳以上の総人口）、一人当たり約2.8枚のクレジットカードを保有している計算になります。

前項の「日本のクレジット統計2020年版」の利用金額を見ると、クレジットカード保有者の90%以上の方は、翌月1回払いを利用していて、堅実にクレジットカードを利用していることがわかります。

クレジット払いは毎月の支払額が少なくて済むので、ついつい利用金額が大きくなりがちです。さらに購入金額に加えて、15%前後のクレジット手数料がかかります。クレジット払いは借金です。慎重に、そして計画的に利用しましょう。

悪質商法はクレジット払いで気が緩むことに付け込んできます。甘い話には飛びつかないようにしましょう。高額な契約はその場で締結せずに、ご家族などに相談しましょう。クレジットカードの利用や個人信用情報等についても、何かお困りのことがあれば、早めに消費者センターに相談しましょう。

おしらせ

マスクの日本産業規格（JIS）が制定されました

昨年来、新型コロナウイルス感染症によりマスクの需要が急増し、マスク市場は拡大・多様化しましたが、日本ではマスクの公的な規格・基準は整備されていませんでした。そこで、医療従事者や消費者の安心・安全の確保や選択に資するよう、2021年6月16日に「JIS T 9001療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法」並びに「JIS T 9002感染対策医療用マスクの性能要件及び試験方法」が制定されました。

2. 令和2年度消費生活相談の受付状況

※2021年9月10日現在

① 相談件数　2,852件

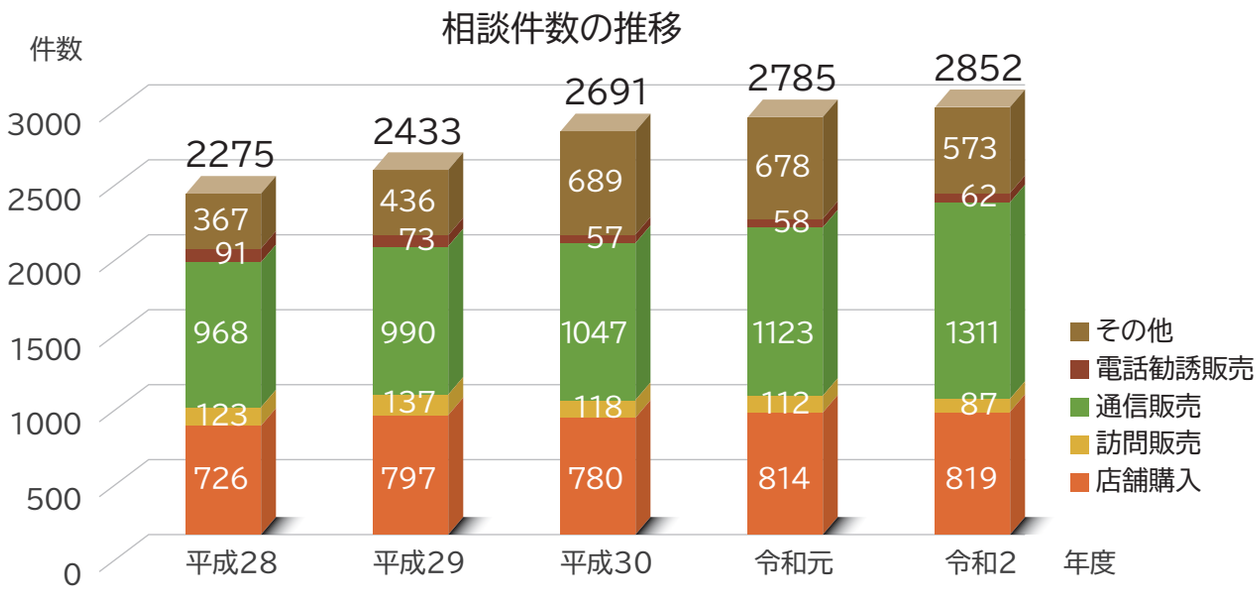

② 商品・役務別上位5位

	商品・役務名	件数	主な内容
1	レンタル・リース・貸借	206	賃貸マンション・アパート、原状回復費用
2	放送・コンテンツ等	198	動画配信サイト、オンラインゲーム、出会い系サイト
3	商品一般	185	架空請求、不審なメール
4	健康食品	147	サプリメント（ダイエットなど）、青汁
5	役務その他	113	不用品回収、結婚相談所、シェアオフィス

③ 契約当事者の年齢別構成

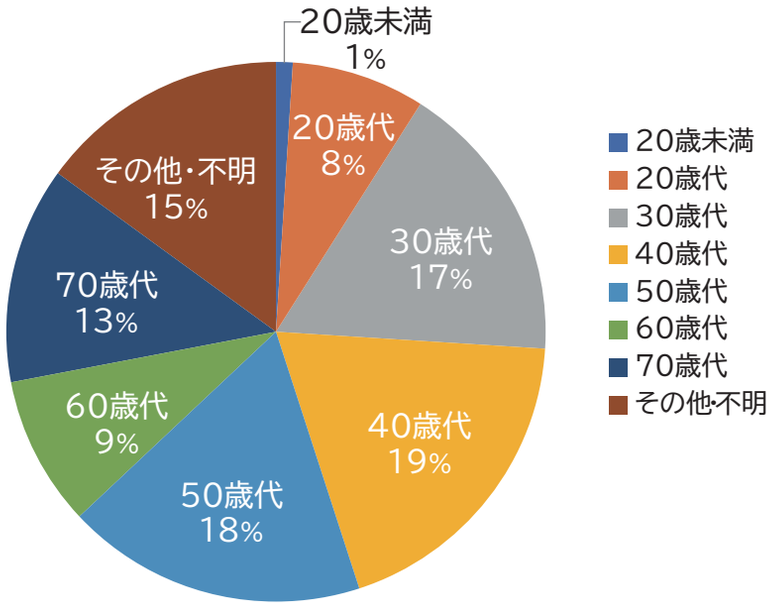

3.リスクってなあに～食品や製品の安全を考えるために～

リスク＝ハザード（危害要因）×起こる可能性

リスクは、ハザード（危険性・有害性、危害要因）と、危害が起こる可能性（頻度等）の組合せで判断します。

ライオン（ハザード）をこの世からなくす（ゼロリスク）ではなく、檻に入れる、近づかない等、リスクに応じた管理をします。

近年モバイルバッテリー（リチウムイオン電池）による火災がしばしば発生していますが、そのリスクは許容可能でベネフィット（利益）が大きいため、私たちはそれを使用し続けています。リスク低減のためには、表示や取扱説明書を必ず確認し、適切に使用することも大切です。

不安や恐怖が大きいとリスクを過大にとらえ、ゼロリスクを目指してしまいがちですが、例えば食品添加物を全く使用しないと、食中毒、食品ロスや製造・流通コストなどの問題が大きくなり、社会的リスクや損失が逆に増大してしまいます。

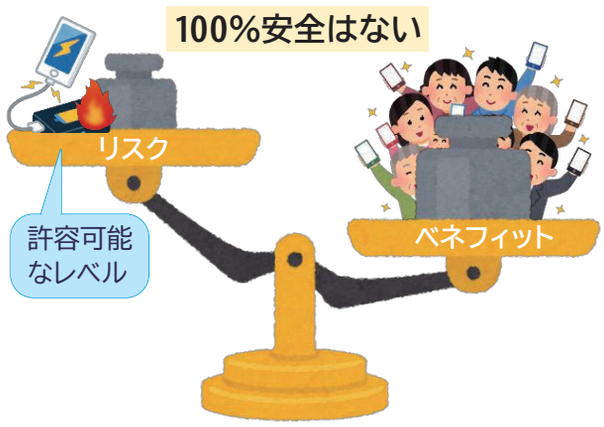

リスクとベネフィットのバランスで考える

リスク認知のバイアス（偏り）の例　～なぜリスクを過大・過少評価してしまうのか～

恐怖や不安、知識不足で正しい判断ができないと

リスクを過大評価し、必要以上の安心を求めてしまう

絶対危険と思い込む

異なる見解を受けつけない

危険情報だけが目立って見え、それを集めてしまう

記憶や印象に残っていること程、よく起こると思ってしまう

検索履歴等から偏った情報が表示され、それを主流と認識してしまう

異なる見解が見えない

問 リスクが大きいのはどちら？

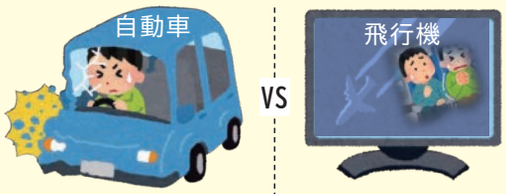

	自動車	飛行機
マスメディア：ほとんど報道されない		大きく報道される
印象や記憶：	残らない	残る（思い出せる）
	↓	↓
リスク認知：	小さく感じる	大きく感じる
答 実際のリスク：	○ 大きい	× 小さい

※2015～2019年5年間の道路交通事故死18,462人、航空事故死52人

「滅多に起きないことに怯え、よくあることには無関心」
珍しいことが大きく取り上げられるメディア社会でありがち

リスクを正しく評価するために

- 恐怖や不安、高揚感にとらわれてないか、自分を客観視する。
- TV、SNS、うわさなどを鵜呑みにせず、根拠ある情報にあたる。
- 印象ではなく客観的データや事実に基づき考える。
- 1つの事実だけでなく、複数の事実から大局的に考える。
- 自分が絶対正しいと思いこまず、反対意見にも耳を傾ける。
- 今だけ、自分だけではなく、社会や未来に及ぼす影響も考える。
- 誰が正しいかではなく、何が正しいかを考える。　など